

## 演習問題

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に**余白に描き出して**みてください

[No.2] 防火地域内における次の行為のうち、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. ゴルフ練習場に設ける工作物で、ネットを支える高さ 15m の鉄柱の築造
2. 木造、延べ面積 100 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての一戸建ての住宅における、床面積 10 m<sup>2</sup>の増築
3. 鉄骨造、延べ面積 180 m<sup>2</sup>、高さ 4m、平屋建ての物品販売業を営む店舗における外壁の過半の模様替
4. れんが造、延べ面積 600 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての美術館で、文化財保護法の規定によって重要文化財として指定されたものの移転

[No.3] 都市計画区域内における次の行為のうち、**建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がない**ものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積 300 m<sup>2</sup>、高さ 8m、地上 2 階建の助産所における、屋根の過半の修繕
2. 物品販売業を営む店舗を建て替えるために、当該店舗の敷地内に設ける鉄骨造、延べ面積 100 m<sup>2</sup>、高さ 5m、平屋建ての仮設店舗の新築
3. 第一種住居地域における、鉄骨造、延べ面積 400 m<sup>2</sup>、平家建ての事務所の一部の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない床面積 200 m<sup>2</sup>の診療所（患者の収容施設があるもの）への用途変更
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 500 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての物品販売業を営む既存の店舗内におけるエスカレーターの設置

R02 第2回ウラ模試 法規 No.2 (正答率 66%)

[No.2] 解説 正答—2

1. 「法 88 条」に「申請義務が生じる工作物条件」について載っており、「工作物で政令指定するものについては、申請義務が生じる。」とわかる。その「政令指定」については「令 138 条」に規定されており、その「二号」より、「高さが 15m を超える鉄柱等は、一般に、工作物に該当する。」とわかる。問題文は「15m を超えない」ため確認済証の交付は必要ない。
2. 「法 6 条 2 項」より、「防火地域及び準防火地域以外において、建物を増改築・移転する場合で、その床面積が 10 m<sup>2</sup>以内であるときについて申請義務は生じない。」(通称：増改築・移転 10 m<sup>2</sup>緩和) とわかる。問題文の前段に、「防火地域内」とあるため、「増改築・移転 10 m<sup>2</sup>緩和」は適用されず、確認済証の交付が必要である。
3. 「法 6 条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、「法 6 条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の模様替の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の建物は、「一号～三号条件」のいずれにも該当しない。よって、主要構造部(法 2 条第五号)である外壁の過半の模様替(大規模の模様替)の場合、確認済証の交付は必要ない。
4. 「法 3 条第一号」より、「文化財保護法の規定によって重要文化財として指定された建築物で、基準法の規定に適合しないものについて、基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しない。」とわかる。よって、問題文の「重要文化財として指定された美術館の移転」について、確認済証の交付は必要ない。

R02 第1回ウラ模試 法規 No.3 (正答率 40%)

[No.3] 解説 正答—3

1. 「法 6 条」に「申請が必要な建物条件」について載っており、そこを訳すと「法 6 条第一号～三号条件に該当する建物における大規模の修繕の場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文にある「助産所」は、「別表 1(イ)欄用途」に該当しないため、「類似特建(令 115 条の 3)」をチェックする。その一号の「(二) 項用途に類するもの」の中に「児童福祉施設等」とあり、児童福祉施設等については、「令 19 条 1 項」に規定されている。「助産所」はその中に含まれているため特建であり、延べ面積 300 m<sup>2</sup>であるため、「法 6 条」の「一号」条件に該当する。また、屋根は主要構造部(法 2 条第五号)であり、その過半の修繕は大規模の修繕(法 2 条第十四号)である。ゆえに、問題文の場合には、申請義務が生じる。
2. 「法 85 条 5 項」に「行政庁は、仮設建築物について支障がないと認める場合は、1 年以内の期間を定めて、その建築を許可することができる。その場合、第 3 章の規定は、適用しない。」とある。ただし、申請義務については第 1 章に規定されているため、申請義務が生じる。
3. 「法 87 条」に「用途変更」について載っており、そこを訳すと「建物の用途を変更し、法 6 条第一号条件に該当する特建とする場合には申請義務が生じる。」とわかる。問題文の「床面積 200 m<sup>2</sup>の診療所」は、「法 6 条第一号条件」に該当しないため、申請義務は生じない。
4. 「設備を建物に設ける場合において申請義務が生じる条件」については「法 87 条の 4」に載っており、そこを訳すと「政令指定されている建築設備を法 6 条第一～三号条件に該当する建物に設ける場合には申請義務が生じる。」とわかる。その「政令指定」については「令 146 条」に規定されており、「エスカレーター」はその「一号」条件に該当する。また、問題文の建物は「物販店舗であり、延べ面積 500 m<sup>2</sup>であるため「法 6 条」の「一号」条件に該当する。ゆえに、問題文の建物に「エスカレーター」を設置する場合には申請義務が生じる。